

証券コード 3611
2022年6月9日

株 主 各 位

広島県福山市宝町4番14号
株式会社マツオカコーポレーション
代表取締役社長 松岡 典之

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会は適切な新型コロナウイルス感染予防策を実施したうえで開催いたしますが、株主の皆様におかれましては、感染予防の観点から書面又はインターネットによる議決権行使をご検討ください。

(感染予防策につきましては、次ページをご参照ください。)

なお、書面又はインターネットにより議決権を行使いただく場合には、3ページの「議決権行使の方法についてのご案内」をご参照のうえ、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書又はインターネットにより議決権を事前に行使していただきますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 広島県福山市三之丸町8番16号
福山ニューキャッスルホテル 3階 光耀の間

3. 目的事項

報告事項

1. 第66期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第66期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役5名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎次の事項につきましては、法令並びに当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.matuoka.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した一部であります。

- (1) 事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」「会計監査人に関する事項」「業務の適正を確保するための体制及び運用状況」
- (2) 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
- (3) 計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

◎本株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項について修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.matuoka.co.jp/>) に掲載いたします。

～新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ～

新型コロナウイルス感染予防への対応について、以下のとおりご案内申し上げます。株主の皆さまのご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

<当社の対応について>

- ・株主総会の運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきます。
- ・受付など会場内各所には、アルコール消毒液を設置いたします。
- ・お飲み物のご提供につきましては、今回は取りやめとさせていただきます。

<株主様へのお願い>

- ・株主総会にご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日現在の感染状況やご自身のご体調をお確かめの上、マスク着用などの感染予防対策にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
- ・ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方、体調のすぐれない方は、株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。
- ・株主総会の議決権行使は、ご出席いただくほかに、議決権行使書の郵送又はインターネットによる方法もございますので、そちらのご利用も是非ご検討ください。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.matuoka.co.jp/>) に掲載いたします。

議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権の行使方法について

株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2022年6月24日（金曜日）午前10時

書面による行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限 2022年6月23日（木曜日）午後6時到着

インターネットによる行使の場合



当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2022年6月23日（木曜日）午後6時まで

詳細は、次ページ「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。

2. 機関投資家の皆様へ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、あらかじめ申込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権をご行使される場合は、**2022年6月23日（木曜日）午後6時まで**に、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願いいたします。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続きは、いずれも不要です。

QRコードを読み取る方法

スマートフォンでQRコードを読み取っていただくことで、ログインID・パスワードの入力が不要になります。

1. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。
2回目以降のログインの際は、右記の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」のご案内に従ってログインしてください。

■インターネットによる議決権行使の場合の注意点

- (1) インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。
- (2) パソコン又はスマートフォンによるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- (3) パソコン又はスマートフォンによる、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027（通話料無料） 受付時間 午前9時～午後9時

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト

(<https://evote.tr.mufig.jp/>)

1. パソコン又はスマートフォンから、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
2. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力ください。

The screenshot shows the login page of the proxy voting site. It includes fields for 'ログインID' (Login ID) and 'パスワード' (Password). Below the password field, there is a 'ログイン' (Login) button. A red arrow points to the 'ログイン' button with the text '入力後、「ログイン」をクリック' (After input, click 'Login').

入力後、「ログイン」をクリック

3. 「現在のパスワード」と「新しいパスワード」をそれぞれ入力してください。

The screenshot shows a form for changing the password. It includes fields for '現在のパスワード' (Current Password), '新しいパスワード' (New Password), and '新しいパスワード(確認用)' (New Password (Confirmation)). A '送信' (Send) button is located to the right of the confirmation field. A red arrow points to the '送信' button with the text '入力後、「送信」をクリック' (After input, click 'Send').

入力後、「送信」をクリック

4. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、景気に持ち直しの動きが見られるものの、新型コロナウイルス感染症が再拡大するなか、原材料価格の高騰、世界的な物流混乱とそれに伴う資材供給の制約等、引き続き厳しい状況にありました。加えて、ウクライナ情勢による経済への影響も懸念され、先行きの不透明感は一層高まることとなりました。

わが国経済においては、設備投資や生産、輸出に回復の兆しが見えましたが、繰り返される変異株の出現により感染症収束は見通せず、本格的な経済の回復には至りませんでした。原材料価格の上昇に伴う企業収益や個人消費への影響が景気の下振れリスクとして顕在化し、依然として厳しい状況で推移しました。

このような状況の中、当社グループは、生産面においては、長期化する新型コロナウイルス感染拡大やミャンマーでの政変を受け、工場の一時的な操業制限や稼働停止によって工場稼働率の低下を余儀なくされました。厳しい状況が続きましたが、当社グループの強みの一つである幅広い生産拠点網を活かし、生産量の維持に努めました。コロナ禍や政変等の地政学的リスクから、生産地振替のニーズが高まっており、アイテムや納期、コスト等に合わせて、当社グループの生産拠点網から最適な選択肢を提供し、顧客ニーズに応えるよう注力いたしました。

受注及び販売については、個人消費の低迷からアパレル製品の需要低迷が続きましたが、一部アイテムの需要に回復が見られました。しかしながら、一部の工場での操業制限や国際物流混乱への対応から、その需要を十分な受注につなげられない時期もありました。

当社グループが展開する国ごとの生産状況は以下のとおりであります。

(中国)

2021年12月に宿遷茉織華服装有限公司を100%連結子会社(孫会社)化し、中国で増加する縫製需要の取り込みと工場運営の効率化を図る施策を推し進めました。2022年3月からのロックダウン以前は感染拡大が抑えられ、工場の操業度が維持されたことにより、ベトナムをはじめとするコロナ感染拡大で操業制限があった拠点からの振替生産に貢献しました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は253億57百万円(前期比17.2%減)となりました。

(バングラデシュ)

生産体制強化のために子会社化したISHWARDI MATSUOKA BANGLADESH. LTD.第1期工場での生産も軌道に乗りました。既存工場も含めコロナ感染拡大の影響を最小限にとどめて操業を継続できたほか、積極的に設備導入を進め生産性向上に努めました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は141億99百万円(前期比31.1%増)となりました。

(ベトナム)

AN NAM MATSUOKA GARMENT CO., LTD第2期工場が2022年1月に生産を開始し、ベトナムにおける生産基盤の強化に寄与しました。しかしながら、その他の工場も含め、コロナ禍による交代勤務や操業停止といった制約と正常化が繰り返されることで、操業度の低下を余儀なくされ、想定していた売上高の増加には至りませんでした。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は79億30百万円（前期比2.2%増）となりました。

(ミャンマー)

新型コロナウイルス感染拡大に加え、2021年2月に発生したクーデターによる政情不安の影響で従業員数が減少し、それに伴い生産量が低下しました。工場独自で積極的に営業活動を進める等、新たな受注の獲得に取り組みましたが、従業員数が回復し、本格的に生産量が復調するのは2023年3月期以降となる見込みです。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は19億82百万円（前期比36.5%減）となりました。

(インドネシア)

PT. MATSUOKA INDUSTRIES INDONESIAにおいて、積極的な営業活動により、生産アイテムの見直しや集約を進める等、生産性向上のための対策が実を結びつつあります。本格的な業績の伸長には至りませんが、継続的な取り組みにより、収益改善の兆しが見えました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は15億86百万円（前期比0.1%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は510億56百万円（前期比5.3%減）、営業利益は1億81百万円（同96.0%減）となりました。また、経常利益は為替差益等の計上により10億37百万円（同74.5%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は5億59百万円（同79.8%減）となりました。

(2) 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は25億68百万円であり、その主なものは、AN NAM MATSUOKA GARMENT CO., LTD 第2期工場建設、生産ラインの増設、生産効率向上のための設備等の購入に係る支出であります。

(3) 企業集団の資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 企業集団の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第63期 (2019年3月期)	第64期 (2020年3月期)	第65期 (2021年3月期)	第66期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高	63,402	57,112	53,928	51,056
経常利益	3,248	2,523	4,073	1,037
親会社株主に帰属する 当期純利益	3,387	1,175	2,764	559
1株当たり当期純利益(円)	339.64	117.33	277.91	57.06
総資産	44,335	44,224	43,002	51,879
純資産	25,017	25,357	26,568	29,444
1株当たり純資産額(円)	2,208.88	2,234.57	2,458.30	2,739.57

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式を控除した株式数によっております。
2. 当連結会計年度の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第63期 (2019年3月期)	第64期 (2020年3月期)	第65期 (2021年3月期)	第66期 (当事業年度) (2022年3月期)
売上高	34,585	30,661	32,919	21,846
経常利益	2,440	1,829	2,862	765
当期純利益又は 当期純損失(△)	1,465	798	1,427	△193
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	146.91	79.71	143.54	△19.71
総資産	26,310	27,385	27,074	29,401
純資産	17,059	17,417	17,743	17,172
1株当たり純資産額(円)	1,706.52	1,734.72	1,812.64	1,751.88

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式を控除した株式数によっております。
2. 当事業年度の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(5) 企業集団の対処すべき課題

当社グループでは、2021年5月に中期経営計画「ビジョン2025」を策定し、計画期間のうち2021年度から2022年度の2年間をウィズコロナに対応し、次のステップアップのための準備期間とする第1期、2023年度からの3年間をアフターコロナにおける成長再加速を目指す第2期と位置づけております。第1期の2年目となる2023年3月期においても、第2期につながる基礎固めの年として、しっかりとした経営基盤づくりに取り組んでまいります。

繰り返されるコロナ感染再拡大や地政学的リスクの顕在化に伴い、生産地における「つくり場」が減少したことや、国際物流の混乱により、生産地の見直しや代替え地での生産を検討する顧客が増えております。ものづくりが困難な時期だからこそ、顧客の求めるタイミングで良質な製品をお届けできる生産体制の整備が最重要な課題であるとの認識のもと、当社グループでは2022年3月期から引き続き、ベトナム・ Bangladeshにおいて新しい生産拠点の建設を推進し、更なる生産能力拡大とサプライチェーンの多元化、強靱化に取り組んでまいります。新工場建設の計画を着実に推進し、第2期での成長再加速を下支えする生産体制の構築を進める所存であります。

また、当社の強みの一つであるグローバルな工場展開をベースに、国・拠点ごとの特性を活かし、アイテムやロット、納期等の顧客ニーズに最適な生産地を提案することにより営業力を強化し、同時に展示会等を通じて新規顧客へもその優位性を訴求してまいります。

素材開発を得意とするグループ子会社においては、これまでに培った生地加工技術や素材特性に関するノウハウを活かし、お客様の製品戦略に沿う潜在的なニーズを引き出し、それに見合った素材を積極的に提案あるいは開発することにより、新領域への製品展開を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
茉織華実業（集団）有限公司	28,030千米ドル	100.0%	アパレルOEM事業
浙江茉織華貿易有限公司	5,000千人民元	— (100.0%)	アパレルOEM事業
上海茉織華服飾有限公司	6,000千米ドル	25.0% (100.0%)	アパレルOEM事業
嘉興茉織華華為制衣有限公司	8,000千米ドル	100.0%	アパレルOEM事業
宿遷茉織華服装有限公司	5,000千人民元	— (100.0%)	アパレルOEM事業
嘉興徳永紡織品有限公司	19,600千米ドル	86.2% (97.8%)	アパレルOEM事業
PHU THO MATSUOKA CO.,LTD	25,000千米ドル	100.0%	アパレルOEM事業
BAC GIANG MATSUOKA CO.,LTD	9,500千米ドル	100.0%	アパレルOEM事業
AN NAM MATSUOKA GARMENT CO.,LTD	34,000千米ドル	100.0%	アパレルOEM事業
THANH CHUONG MATSUOKA GARMENT CO.,LTD	6,784千米ドル	100.0%	アパレルOEM事業
JDT VIETNAM CO.,LTD	10,000千米ドル	— (97.8%)	アパレルOEM事業
MYANMAR POSTARION CO.,LTD	1,232千米ドル	100.0%	アパレルOEM事業
MK APPARELS LTD.	617,196千 バングラデシュタカ	— (100.0%)	アパレルOEM事業
TM Textiles & Garments (HK) Ltd.	23,600千米ドル	65.3%	アパレルOEM事業
TM Textiles & Garments Ltd.	1,100,000千 バングラデシュタカ	— (65.3%)	アパレルOEM事業
PT. MATSUOKA INDUSTRIES INDONESIA	22,000千米ドル	51.0%	アパレルOEM事業

- (注) 1. 出資比率の（）内の比率は、子会社を通じて所有する出資比率を加えた比率を記載しております。
2. 宿遷茉織華服装有限公司は2021年12月に完全子会社化いたしました。
3. THANH CHUONG MATSUOKA GARMENT CO.,LTDは2021年12月に設立いたしました。

(7) 企業集団の主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループは、メンズ・レディースのカジュアルウェアを中心に、商品企画、生地調達、生地生産、縫製加工に至るまでのアパレルOEM事業を営んでおります。

(8) 企業集団の主要拠点等（2022年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本社	広島県福山市
東京事務所	東京都中央区

② 主要な子会社

名 称	所 在 地
茉織華実業（集団）有限公司	中華人民共和国 浙江省
浙江茉織華貿易有限公司	中華人民共和国 浙江省
上海茉織華服飾有限公司	中華人民共和国 上海市
嘉興茉織華華為制衣有限公司	中華人民共和国 浙江省
宿遷茉織華服装有限公司	中華人民共和国 江蘇省
嘉興徳永紡織品有限公司	中華人民共和国 浙江省
PHU THO MATSUOKA CO.,LTD	ベトナム社会主義共和国 フート省
BAC GIANG MATSUOKA CO.,LTD	ベトナム社会主義共和国 バクザン省
AN NAM MATSUOKA GARMENT CO.,LTD	ベトナム社会主義共和国 ゲアン省
JDT VIETNAM CO.,LTD	ベトナム社会主義共和国 ビンズオン省
MYANMAR POSTARION CO.,LTD	ミャンマー連邦共和国 ヤンゴン市
MK APPARELS LTD.	バングラデシュ人民共和国 ダッカ市
TM Textiles & Garments (HK) Ltd.	中華人民共和国 香港特別行政区
TM Textiles & Garments Ltd.	バングラデシュ人民共和国 ダッカ市
ISHWARDI MATSUOKA BANGLADESH.LTD.	バングラデシュ人民共和国 パブナ県
PT. MATSUOKA INDUSTRIES INDONESIA	インドネシア共和国 スバン県

- (注) 1. 宿遷茉織華服装有限公司は2021年12月に完全子会社化いたしました。
2. ISHWARDI MATSUOKA BANGLADESH.LTD.は2021年12月に会社名をROULIN (BD) LIMITEDから変更しております。
3. AN NAM MATSUOKA GARMENT CO.,LTDのアンナム第2期工場は2022年1月に稼働を開始いたしました。

(9) 企業集団の従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
16,434名	1,522名増

(注) 1. 従業員数は当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であり、臨時社員、嘱託社員、パートタイマー及び派遣社員は含んでおりません。
 2. 前連結会計年度末に比べ従業員数が1,522名増加しております。主な理由はAN NAM MATSUOKA GARMENT CO.,LTDの第2期工場の稼働等に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
131名	10名減	43.0歳	8.8年

(注) 従業員数は当社から当社外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含む就業人員であります。

(10) 当社の主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	4,156百万円
株式会社広島銀行	1,848百万円
株式会社みずほ銀行	1,080百万円
株式会社国際協力銀行	978百万円

(11) 剰余金の配当に関する方針

当社では、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置付けております。

当社は、剰余金処分につきましては、株主への利益還元を図り、かつ財務の健全性や事業拡大のための新規投資とのバランスを検討して安定的・持続的な配当を行うことを基本方針としております。

当期については、期末配当として1株当たり40円の利益配当を予定しております。

なお、当社は、取締役会の決議によって、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款で定めており、配当の決定機関は中間配当が取締役会、期末配当は株主総会であります。

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 38,500,000株
 (2) 発行済株式総数 10,081,900株 (自己株式279,837株を含む)
 (3) 株主数 2,402名 (自己株式分を含む)
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数 (株)	持株比率 (%)
松 岡 典 之	1,541,300	15.72
合 同 会 社 マ ツ オ カ カ ン パ ニ ー	1,475,000	15.04
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	864,900	8.82
株 式 会 社 広 島 銀 行	420,000	4.28
BNYMSANV AS AGENT/CLIENTS LUX UCITS NON TREATY 1	400,900	4.08
合 同 会 社 パ イ ン ヒ ル コ ー ポ レ ー シ ョ ン	300,000	3.06
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	250,000	2.55
神 原 汽 船 株 式 会 社	250,000	2.55
倉 敷 紡 績 株 式 会 社	250,000	2.55
三 菱 UFJ キ ャ ピ タ ル 株 式 会 社	225,000	2.29

(注) 当社は、自己株式279,837株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	松 岡 典 之	茉織華実業（集団）有限公司 董事長 嘉興徳永紡織品有限公司 董事長 TM Textiles & Garments (HK) Limited President
取 締 役	佐 藤 仁	経営企画室管掌
取 締 役	山 口 哲 司	事業本部管掌
取 締 役	金 子 浩 幸	管理本部管掌
取 締 役	江 島 貴 志	
取 締 役	中 川 康 明	
常 勤 監 査 役	栗 山 文 宏	
常 勤 監 査 役	郷 英 訓	
監 査 役	岡 耕 一 郎	岡 耕一郎法律事務所所長
監 査 役	松 本 久 幸	株式会社Stand by C 代表取締役

- (注) 1. 取締役江島貴志氏及び中川康明氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 2021年6月25日開催の第65回定時株主総会において、金子浩幸氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
3. 内田修平氏は2021年6月25日開催の第65回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
4. 取締役佐藤仁氏は2022年6月1日付で経営企画室の管掌ではなくなりました。
5. 監査役岡耕一郎氏及び松本久幸氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
6. 監査役郷英訓氏及び松本久幸氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の行為に関する取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役との間の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び監査役、執行役員、管理監督及び指揮命令を行う従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

a. 当該方針の決定の方法

2021年2月12日に当社取締役会で決定しております。

b. 当該方針の内容の概要

取締役の報酬は、基本報酬、賞与及び非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬等）で構成されており、株主総会で決議された報酬限度額が上限となっております。

基本報酬は、取締役に対し、職位や職責に応じて、固定的な報酬として毎月支給しているものであります。その額の決定に関しては、取締役会からの諮問に基づき、取締役会の任意の諮問機関である指名報酬委員会における審議・答申を経て、取締役会で決定し、取締役会は、その額や算定方法に関する方針の決定について、代表取締役である松岡典之氏に一任しております。

賞与に関しては、会社の事業成果等を反映し支給される場合があり、固定報酬であります。賞与の金額は株主総会において承認された限度額の範囲内で支給されます。その額の決定に関しては、取締役会からの諮問に基づき、取締役会の任意の諮問機関である指名報酬委員会における審議・答申を経て、取締役会で決定し、取締役会は、その額や算定方法に関する方針の決定について、代表取締役である松岡典之氏に一任しております。賞与を支給する場合は決定方針に基づき報酬額を決定した後、速やかに支給し、具体的な時期は取締役会が代表取締役に一任しております。

非金銭報酬は、取締役（社外取締役を除く）に対して中長期的な業績や株価向上へのインセンティブとするため、株式報酬として金銭報酬債権を払込金額とした譲渡制限期間を3年とする譲渡制限付株式を発行しております。また、対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、割当株式を当社が無償で取得します。非金銭報酬の金額は株主総会において承認された限度額の範囲内で決定され、当該金額の金銭報酬債権を払込金額として譲渡制限付株式で支給されます。その額の決定に関しては、取締役会からの諮問に基づき、取締役会の任意の諮問機関である指名報酬委員会における審議・答申を経て、取締役会で決定いたします。支給時期については、取締役会において決定いたします。

基本報酬及び賞与と非金銭報酬との割合の決定については、各報酬の限度額の範囲内で、経営状況や各取締役の職責等を総合的に勘案して、金額配分を行うこととしております。

c. 取締役の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容決定にあたっては、報酬の総額が株主総会の定める報酬の上限額を下回っており、また、社外取締役及び社外監査役が構成員の過半数を占める指名報酬委員会が取締役会より諮問を受け、その内容について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

② 監査役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査役の報酬等は経営に対する独立性、客観性を確保する見地から固定報酬のみで構成されており、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、監査役会において役割等を勘案し協議にて決定しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2001年6月30日開催の第45回定時株主総会において、上限は年額2億40百万円（使用人兼務取締役の使用人給与と分を含まない）として決議されております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名であります。

また、当社取締役（社外取締役を除く）に対し、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。本制度は、2019年6月27日開催の第63回定時株主総会において決議され、本制度に基づく報酬限度額は、上記限度額とは別枠の、年額48百万円以内であります。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名であります。

監査役の報酬限度額は、2017年6月28日開催の第61回定時株主総会において、上限は年額50百万円として決議されております。なお、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

a. 委任を受けた者の氏名並びに内容を決定した日における会社での地位及び担当

代表取締役社長 松岡典之

b. 委任された権限の内容

各取締役の具体的な報酬等（非金銭報酬等以外）の額、その算定方法に関する方針の決定

c. 権限を委任した理由

会社経営の最高責任者である代表取締役社長松岡典之氏が当社における長年の経営実績により、当社の事情に最も精通していることから、取締役の業績の公正な評価と報酬等の配分を実現し、取締役のモチベーションアップに資するためであります。

d. 委任された権限が適切に行使されるようにするための措置を講じた場合はその内容

社外取締役及び社外監査役が構成員の過半数を占める指名報酬委員会が、取締役会の諮問に基づき答申された内容を基に、代表取締役社長である松岡典之氏が報酬額を決定いたしました。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取 締 役 (社外取締役を除く)	177	177	—	5
監 査 役 (社外監査役を除く)	28	28	—	2
社外取締役	10	10	—	2
社外監査役	8	8	—	2
合 計	225	225	—	11

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
 2. 当該事業年度において、賞与は支給しておりません。
 3. 上記には、2021年6月25日開催の第65回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名の報酬を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

当社と、社外監査役の岡耕一郎氏の重要な兼職先である岡耕一郎法律事務所及び社外監査役の松本久幸氏の重要な兼職先である株式会社Stand by Cとの間に重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	江島貴志	当事業年度開催の取締役会には17回中17回に出席し、議案審議等につき、経験豊富な元企業経営者の観点から必要な発言を行っております。
社外取締役	中川康明	当事業年度開催の取締役会には17回中17回に出席し、議案審議等につき、アパレル業界における豊富な経験及び経験豊富な元企業経営者としての観点から必要な発言を行っております。
社外監査役	岡耕一郎	当事業年度開催の取締役会には17回中17回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には、13回中13回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	松本久幸	当事業年度開催の取締役会には17回中17回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には、13回中13回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役の江島貴志氏及び中川康明氏は、業務執行者から独立した客観的な立場で、取締役会の議案審議等について江島貴志氏は元企業経営者としての豊富な経験、中川康明氏についてはアパレル業界における豊富な知識及び元企業経営者としての豊富な経験をそれぞれを活かして必要な発言を行ってガバナンスの向上に努めると共に少数株主の利益が不当に害されることがないように会社経営の監督を行いました。

本事業報告に記載の金額及び数量は、表示単位未満を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	35,386	流動負債	15,960
現金及び預金	15,839	支払手形及び買掛金	8,766
受取手形及び売掛金	7,988	短期借入金	4,036
商品及び製品	2,183	1年内返済予定の長期借入金	401
仕掛品	4,266	未払法人税等	148
原材料及び貯蔵品	3,427	賞与引当金	440
その他	1,708	その他	2,167
貸倒引当金	△27	固定負債	6,474
		長期借入金	4,804
固定資産	16,492	繰延税金負債	65
有形固定資産	13,750	退職給付に係る負債	506
建物及び構築物	8,315	資産除去債務	504
機械装置及び運搬具	3,494	その他	594
土地	455	負債合計	22,435
建設仮勘定	766	(純資産の部)	
その他	718	株主資本	23,573
無形固定資産	1,942	資本金	584
投資その他の資産	800	資本剰余金	2,541
投資有価証券	231	利益剰余金	21,173
長期貸付金	1,369	自己株式	△726
繰延税金資産	92	その他の包括利益累計額	3,280
その他	873	その他有価証券評価差額金	33
貸倒引当金	△1,766	繰延ヘッジ損益	△11
		為替換算調整勘定	3,322
		退職給付に係る調整累計額	△64
		非支配株主持分	2,590
資産合計	51,879	純資産合計	29,444
		負債・純資産合計	51,879

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		51,056
売上原価		46,284
売上総利益		4,771
販売費及び一般管理費		4,590
営業利益		181
営業外収益		
受取利息及び配当金	78	
為替差益	550	
受取手数料	36	
受取貸料	14	
補助金収入	239	
その他	85	
営業外費用		1,004
支払利息	67	
支払手数料	48	
その他	32	
経常利益		148
特別利益		1,037
固定資産売却益	101	101
税金等調整前当期純利益		1,139
法人税、住民税及び事業税	793	
法人税等調整額	△37	756
当期純利益		383
非支配株主に帰属する当期純損失		△175
親会社株主に帰属する当期純利益		559

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,289	流動負債	6,978
現金及び預金	727	支払手形	962
受取手形	791	買掛金	2,112
売掛金	3,111	短期借入金	2,958
商品及び製品	1,368	1年内返済予定の長期借入金	401
仕掛品	2,160	未払金	309
材料及び貯蔵品	94	未払費用	100
前渡金	1,150	未払法人税等	19
前払費用	45	未償与引当金	60
未収金	522	その他	53
その引当金	321		
貸倒引当金	△4	固定負債	5,251
		長期借入金	4,804
固定資産	19,112	退職給付引当金	6
有形固定資産	564	その他	166
建物	239		273
工具、器具及び備品	32		
土地	213		
リース資産	8		
建設仮勘定	60		
その他	9		
無形固定資産	112	負債合計	12,229
ソフトウェア	42	(純資産の部)	
その他	44	株主資本	17,159
その引当金	26	資本金	584
投資その他の資産	18,435	資本剰余金	2,686
投資有価証券	115	資本準備金	577
関係会社株	2,652	その他資本剰余金	2,108
関係会社出資	13,477	利益剰余金	14,614
関係会社長期貸付金	1,956	利益準備金	15
繰延税金資産	311	その他利益剰余金	14,599
関係会社長期未収金	949	別途積立金	1,500
その引当金	749	繰越利益剰余金	13,099
貸倒引当金	△1,776	自己株式	△726
		評価・換算差額等	12
		その他有価証券評価差額金	23
		繰延ヘッジ損益	△11
資産合計	29,401	純資産合計	17,172
		負債・純資産合計	29,401

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		21,846
売上原価		20,042
売上総利益		1,804
販売費及び一般管理費		1,610
営業利益		193
営業外収益		
受取利息及び配当金	183	
為替差益	418	
業務受託手数料	36	
その他	24	662
営業外費用		
支払利息	30	
支払手数料	48	
その他	11	91
経常利益		765
特別損失		
関係会社貸倒引当金繰入額	55	
関係会社株式評価損	672	727
税引前当期純利益		37
法人税、住民税及び事業税	338	
法人税等調整額	△107	230
当期純損失(△)		△193

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社マツオカコーポレーション
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

広島事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中原 晃 生

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮本 芳 樹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マツオカコーポレーションの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マツオカコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社マツオカコーポレーション
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
広島事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中原 晃 生

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮本 芳 樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マツオカコーポレーションの2021年4月1日から2022年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

株式会社マツオカコーポレーション 監査役会

常勤監査役 栗山文宏 ㊞

常勤監査役 郷英訓 ㊞

社外監査役 岡耕一郎 ㊞

社外監査役 松本久幸 ㊞

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、株主への利益還元を図り、かつ財務の健全性や事業拡大のための新規投資とのバランスを検討して安定的・持続的な配当を行うことを基本方針としております。

第66期の期末配当につきましては、株主への利益還元と将来の事業展開等を勘案いたしまして次のとおりといたしたいと存じます。

(期末配当に関する事項)

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 金40円
総額 392,082,520円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除すると共に、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>(2)当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>附則 (電子提供措置等に関する経過措置) 変更前定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更後定款第 16 条 (電子提供措置等) の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>(2)前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</p> <p>(3)本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員6名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役の権限集約により経営執行のさらなるスピードアップを図るため、取締役を1名減員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
1	まつ おか のり ゆき 松岡 典之 (1957年1月24日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1995年1月 当社 専務取締役 2000年6月 当社 代表取締役社長 2001年6月 茉織華実業（集団）有限公司 董事長 （現任） 2014年6月 当社 代表取締役社長 兼 最高経営責任者 2016年6月 当社 代表取締役社長 2018年6月 当社 代表取締役社長CEO 2021年6月 当社 代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 茉織華実業（集団）有限公司 董事長 嘉興徳永紡織品有限公司 董事長 TM Textiles & Garments (HK) Limited President	1,541,300株
【取締役候補者とした理由】 2000年6月の当社代表取締役社長就任以降、長年にわたりグループ全体のトップとして経営の指揮を執り、経営者としての豊富な経験とアパレルや縫製に対する高い見識を備え、当社グループの企業価値向上に向けてリーダーシップを発揮しております。取締役として相応しい人格を兼ね備え、当社グループの持続的な成長を実現するため、引き続き選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
2	かね こ ひろ ゆき 金子 浩 幸 (1969年12月10日生) 再 任	2005年 4月 株式会社サザビー（現 株式会社サザビーリーグ）入社 2016年10月 当社 入社 2017年 4月 当社管理本部 経理財務部 部長 2018年 7月 当社執行役員 管理部担当 2021年 4月 当社執行役員 管理本部担当 2021年 6月 当社 取締役（管理本部管掌）（現任）	500株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>当社の経理財務や総務人事部門の責任者を務め、経営者としての相応しい人格を持ち、経営及び経理財務や総務人事に対する幅広い経験と知識を有しており、当社グループの管理体制の更なる充実のため、引き続き選任をお願いするものであります。</p>		
3	くろ まつ あつし 黒 松 敦 (1969年 1月20日生) 新 任	1992年 4月 特殊法人日本貿易振興会（現 独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ））入社 2000年 6月 株式会社アイ・イー・ジェイ代表取締役 2006年12月 衆議院（国家公務員特別職） 2013年 6月 株式会社ミテリ・アソシエイツ代表取締役（現任） 2018年 3月 特定非営利活動法人TABLE FOR TWO International 理事（現任） 2021年 9月 一般財団法人ポケモン・ウィズ・ユー財団理事（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社ミテリ・アソシエイツ代表取締役 特定非営利活動法人TABLE FOR TWO International 理事 一般財団法人ポケモン・ウィズ・ユー財団理事	0株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>経営に関する知見に加え、国際ビジネス業務に対する知見及びNPOや財団の理事を務めており、SDGsなどサステナビリティの取り組みに対する知見を有しております。当社グループの企業価値向上に向けてリーダーシップを発揮して持続的な成長を実現するため、新たに選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
4	え しま たか し 江 島 貴 志 (1971年10月22日生) 再 任	1996年 8 月 オカノハイテック株式会社 (現 オー・エイチ・ティ株式会社) 入社 2008年12月 同社 代表取締役 2013年10月 同社 取締役営業本部長 2015年 1 月 株式会社誠和入社 事業統括本部長 2015年 5 月 同社 取締役事業統括本部長 2015年 6 月 当社 監査役 2017年 6 月 当社 社外取締役 (現任)	0株
	<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 元企業経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。役割としては、経験を活かしてガバナンスの向上に努めると共に少数株主の利益が不当に害されることがないように会社経営を監督することを期待しております。</p>		
5	なか がわ やす あき 中 川 康 明 (1954年12月23日生) 再 任	1978年 4 月 株式会社オンワード樫山 (現 株式会社オンワードホールディングス) 入社 2007年 9 月 オンワード商事株式会社 企画統括部長 2008年 3 月 同社 取締役 S P事業本部長 2014年 3 月 同社 取締役 国際部部长 2019年 6 月 当社 社外取締役 (現任)	0株
	<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 アパレル業界における豊富な知識及び元企業経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。役割としては、経験を活かしてガバナンスの向上に努めると共に少数株主の利益が不当に害されることがないように会社経営を監督することを期待しております。</p>		

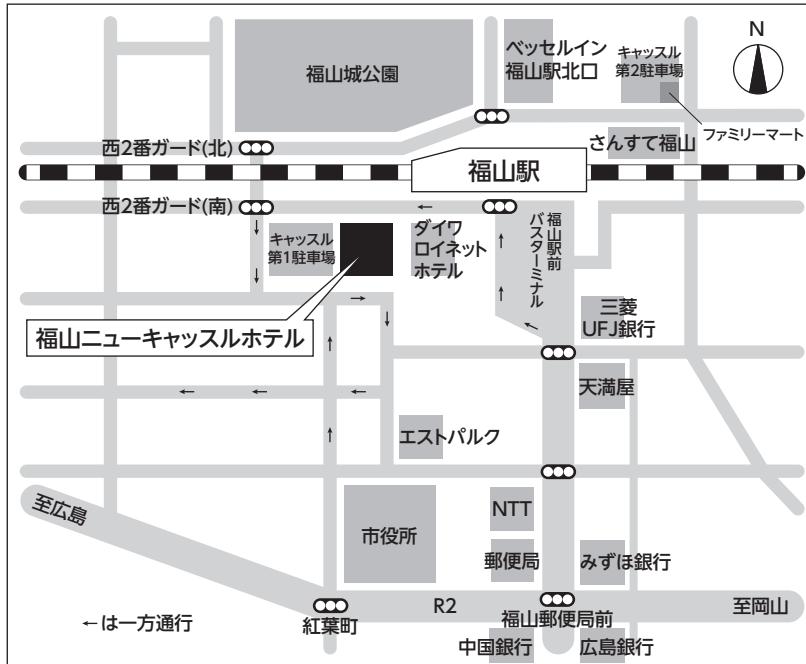
- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 江島貴志氏及び中川康明氏は、社外取締役候補者であります。なお、江島貴志氏及び中川康明氏は東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合、当社は独立役員の出出を継続する予定であります。
3. 江島貴志氏は現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって5年となります。なお、江島貴志氏は当社の社外取締役就任前は、当社の社外監査役であり、その在任期間は2年でありました。また、中川康明氏は現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって3年となります。
4. 当社は、社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、定款第28条第2項において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限とする責任限定契約を締結することができる旨を定めております。これに基づき江島貴志氏及び中川康明氏は当社との間で責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。

5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲は取締役及び監査役、執行役員、管理監督及び指揮命令を行う従業員であり、選任された取締役候補者は全員当該保険契約の被保険者に含まれます。また、次の更新時には同内容での更新が予定されております。

以 上

株主総会会場ご案内図

【会場】 広島県福山市三之丸町8番16号
福山ニューキャッスルホテル 3階 光耀の間
電話 084-922-2121 (代表)



【交通】 <JRご利用の場合>
・山陽新幹線・山陽本線・福塩線 福山駅より徒歩1分

<お車でお越しの場合>
・山陽自動車道福山東 I. C. より15分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



地球環境に配慮した
植物油インキを使用しています。